

## 川崎市立図書館レシート表面広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び川崎市広告掲載基準に基づき、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者に配布するレシートの表面（以下「図書館レシート」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載範囲)

第2条 図書館レシートに掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱及び川崎市広告掲載基準の規定を準用するものとする。

2 川崎市立図書館資料収集要綱第7条に定める、図書館では収集しない出版物等の広告は掲載できないものとする。

### (広告の規格)

第3条 図書館レシート表面広告は、次に掲げる規格によるものとする。

- (1) 寸法 縦4.1センチメートル、横7.2センチメートル以内（縦328ピクセル、横576ピクセル）
- (2) 表示位置 図書館レシート最下部
- (3) 表示色 黒1色
- (4) 画像形式 GIF、JPEG、BMPのいずれかとする。
- (5) 容量 4MB以内とする。

### (掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、広告掲載希望者及び広告取扱業者（以下「広告掲載希望者等」という。）が複数月の掲載を希望するときはこれを認めることができる。

- 2 広告掲載期間内の閉館日は図書館レシートの発行を行わない。この場合掲載期間の延長は行わないものとする。
- 3 市の都合であらかじめ指定された期間を超えて図書館レシートの発行を中止した場合、日数分期間を延長する。ただし、中止日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。
- 4 前項の規定に関わらず、天災、事変、その他非常事態の発生により、図書館業務を一時停止した場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

### (広告掲載の募集)

第5条 広告掲載希望者等の募集は、市ホームページや図書館ホームページなどの広報媒体を活用し行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者等は、川崎市立図書館レシート表面広告掲載申込書(第1号様式)を市長が指定する期限までに提出することにより申込みものとする。その際、市長は必要に応じて広告掲載希望者等に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を川崎市立図書館レシート表面広告掲載承認通知書(第2号様式)又は川崎市立図書館レシート表面広告掲載不承認通知書(第3号様式)により広告掲載希望者等に通知するものとする。

2 前項の規定による広告の掲載の決定に当たって審査が必要な場合は、広告掲載審査委員会において行う。

3 市長は、広告掲載希望者等が広告の募集枠数を超えたときは、広告料の合計金額の多いものを選定する。

4 市長は、前項の規定によっても広告掲載希望者等を選定することができない場合にあっては、次の順位によって決定する。

(1) 第1順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他私企業または自営業等

5 前項の規定によっても、広告掲載希望者等を決定することができない場合にあっては抽選により決定する。

(広告掲載に当たっての承諾)

第8条 前条第1項の規定により広告掲載の承認決定を受けた広告掲載希望者等(以下「広告主」という)は、川崎市立図書館レシート表面広告掲載承諾書(第4号様式)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告の原稿を第2条及び第3条の規定に基づき作成し、市長が指定する期日までに、指定する場所に提出しなければならない。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、その価格について予定価格を定めるものとする。

2 広告主は、掲載の決定後広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告の内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等がこの要領に抵触していると判断したとき、または各種法令に抵触している、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載の取り消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (6) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (7) その他、図書館レシートへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告内容を取り下げることができるものとする。

2 広告主は前項の規定により広告掲載を取り下げる時には、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告の掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなった場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日数による日割りとし、円未満を切り捨てた広告掲載料を返還する。

3 第2項ただし書の規定により広告掲載料の返還が生じた場合においても、返還金に対する利息は付さない。

4 第12条第2項から第7項の規定により広告掲載を取り消したとき、又は第13条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第16条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザインを月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、第2条及び第3条の規定により広告原稿を作成し、変更しようとする月の前月の20日までに川崎市立図書館レシート表面広告掲載内容等の変更届出書(第5号様式)を市長に届け出るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の規格に係る細目その他必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年7月2日から施行する。